

お知らせ

山梨県環境影響評価条例に基づき「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価完了報告書」の縦覧をいたします。

一、事業者の氏名及び住所

事業者 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

代表者 管理者 橋口 雄一

所在地 山梨県笛吹市境川町寺尾千四百四十番一号

事業者 山梨県市町村総合事務組合

組合長 長田 富也

所在地 山梨県甲府市蓬沢一丁目十五番三十五号

事業者 笛吹市

市長 山下 政樹

所在地 山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地

二、対象事業の名称、種類及び規模

名 称 甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興

施設整備事業

廃棄物処理施設の設置

ごみ処理施設 約三百六十九トン／日

廃棄物最終処分場 約三十万立方メートル

規 模 レクリエーション施設の設置及びその用地の造成事業

規 模 交流及び温泉施設・多目的広場等 約一万六千平方メートル

三、対象事業実施区域

関係地域の範囲 山梨県笛吹市及び山梨県甲府市のそれぞれの一部

四、完了報告書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所 甲府市役所本庁舎

笛吹市役所市民窓口館

山梨市役所本庁舎

甲州市役所本庁舎

山梨県県民情報センター

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

期 間 令和六年十二月二日（月）から

時 間 午前九時から午後五時まで

六、意見書の提出先及び問い合わせ先

完了報告書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び完了報告書の名称、意見（理由を含む）をご記入のうえ、令和七年一月二十日（月）までに左記宛先へ書留郵便（当日消印有効）もしくは直接お持ちください。（記入内容は、日本語でお願いします。）

意見書の提出先

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

住 所 〒406-0854 山梨県笛吹市境川町寺尾千四百四十番一号

T E L ○五五二六六一七七四四

令和六年十二月二日

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
山梨県市町村総合事務組合
笛吹市